

令和4年4月1日以降の住宅改修、福祉用具等の支給申請書様式・申請手続きの変更について

1 様式が変更となる申請書

- ・介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- ・介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- ・介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
- ・介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）

【変更箇所】

- ①申請者の押印欄を廃止しています。
（受領委任払用につきましては、事業者の押印は引き続き押印をお願いいたします。）
- ②申請者欄に申請手続き及び受領に関する委任のチェック欄を追加しています。
- ③裏面に申請手続き及び受領に関する代理人の記入欄を追加しています。

2 申請手続きについて

- ①個人番号が分からない又は、ご本人が認知症などで個人番号の記載が難しい場合は、その他の記載内容に不備がなければ申請は受理しますので、今までどおり申請書の個人番号欄は未記入のまま提出してください。
- ②様式中の申請者氏名は署名（被保険者本人の名前）でお願いします。
- ③本人以外の口座を指定する場合には、申請書裏面の【受領に係る代理人】の欄に記入してください（被保険者から口座名義人への受領に関する委任）。
- ④事業者が本人に代わって提出する場合には、申請書裏面の【申請手続きに係る代理人】の欄に記入してください（被保険者から事業者への申請に関する委任）。
- ⑤提出者の身元確認ができるもの(運転免許証等)の提示をお願いします。
- ⑥当面の間は旧様式での受付も可とします。ただし③、④に該当する場合は、委任状が必要となります。